

議員提出議案第 28 号

さいたま市しらさぎ荘条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市しらさぎ荘条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 11 月 30 日提出

提出者	さいたま市議会議員	関根信明
	同	萩原章弘
	同	土橋貞夫
賛成者	さいたま市議会議員	鶴崎敏康
	同	武笠光明
	同	霜田紀子
	同	渋谷佳孝
	同	新藤信夫
	同	江原大輔
	同	野口吉明
	同	島崎豊
	同	井上洋平
	同	加藤得二
	同	福島正道
	同	青羽健仁
	同	帆足和之

さいたま市しらさぎ荘条例の一部を改正する条例

さいたま市しらさぎ荘条例（平成 13 年さいたま市条例第 214 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第11条 利用者は、利用の承認を受けたときは別表に定める使用料を、飲食の提供を受けるときは市長が別に定める額の食事を納付しなければならない。</p>	<p>(利用料金等)</p> <p>第11条 利用者は、利用の承認を受けたときはその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を、飲食の提供を受けるときは食事を指定管理者(第15条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第13条までにおいて同じ。)に納付しなければならない。</p> <p>2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。</p> <p>3 食料の額は、市長が別に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。</p> <p>4 利用料金及び食事は、指定管理者の収入とする。</p>
<p>(使用料の減免)</p> <p>第12条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第12条 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>(使用料の不還付)</p> <p>第13条 既納の使用料及び食事は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用料及び食事の全部又は一部を還付することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [略] <p>前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があるとき。</p>	<p>(利用料金等の不還付)</p> <p>第13条 既納の利用料金及び食事は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用料金及び食事の全部又は一部を還付することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [略] <p>前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があるとき。</p>
	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第15条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、しらさぎ荘の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。</p> <p>第2条に規定する業務 しらさぎ荘の施設等の維持管理に関する業務 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務</p> <p>2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>第3条の規定にかかわらず、しらさぎ荘の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、休業日を定めること。</p> <p>第4条本文の規定にかかわらず、しらさぎ荘の管理上必要があると認めるときに、市長の承</p>

認を得て、利用日数を変更すること。

第5条本文の規定にかかわらず、しらさぎ荘の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、利用時間を変更すること。

第7条第1項の規定により、しらさぎ荘の利用の承認をすること又は同条第2項の規定により、承認に条件を付すること。

第8条の規定により、同条第1号から第4号までのいずれかに該当すると認めるとき又はしらさぎ荘の管理上支障があるとき若しくは承認をすることが適当でないと認めるときに、承認をしないこと。

第9条の規定により、同条各号のいずれかに該当するとき又はしらさぎ荘の管理上特に必要があると認めるときに、その利用を停止し、又は承認を取り消すこと。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第16条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年さいたま市条例第1号)第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がしらさぎ荘の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、しらさぎ荘の使用料については別表に定める額の範囲内において市長が定める額を、食事料については市長が別に定める額を徴収する。

2 前項の場合にあつては、第11条第1項、第12条及び第13条の規定を準用する。この場合において、第11条第1項中「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、「指定管理者(第15条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第13条までにおいて同じ。)」とあるのは「市長」と、第12条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と、第13条本文中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3号中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第15条 [略]

附則

(経過措置)

(委任)

第17条 [略]

附則

(経過措置)

2 [略]

(供用の休止)

3 第2条の規定にかかわらず、当分の間、同条の業務を停止し、しらさぎ荘の供用を休止する。

別表(第11条関係)

1 宿泊料

区分	使用料(1人1泊につき)
[略]	

2 休憩料

区分	使用料(1人1時間につき)
[略]	

備考 [略]

2 [略]

別表(第11条、第16条関係)

1 宿泊料

区分	利用料金(1人1泊につき)
[略]	

2 休憩料

区分	利用料金(1人1時間につき)
[略]	

備考 [略]

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。